

定款変更理由書

正組合員たる地位継続の特例については、「農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）」において、農用地利用集積計画により利用権が設定された場合は、正組合員たる地位を失わないことが規定されていた。

令和 5 年 4 月 1 日に施行された「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）」により、当該特例の根拠規定が「農業経営基盤強化促進法」から削除され、「農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）」において、農用地利用集積等促進計画により賃借権等が設定された場合は、正組合員たる地位を失わないこととする同様の規定が置かれたため、定款の一部を変更しようとする。